

三重県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規程

平成13年 9 月 7 日

三重県公安委員会規程第11号

改正 平成20年 1 月 28 日 三重県公安 令和 5 年 7 月 7 日 三重県公安

委員会規程第 1 号

委員会規程第 8 号

三重県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規程を次のように定める。

三重県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する三重県警察職員の職務執行についての苦情の申出等の手続に関し、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条及び苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の受理)

第 2 条 公安委員会は、規則第 2 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した文書（以下「苦情申出書」という。）を受理したときは、三重県公安委員会への申出管理簿（様式第 1 号）及び三重県公安委員会への申出受理票（様式第 2 号）に所要の事項を記載するとともに、三重県公安委員会への申出に対する処理結果等報告書（様式第 3 号）により、その取扱経過を記載して管理するものとする。

(調査の指示等)

第 3 条 公安委員会は、苦情申出書による苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）に当該苦情に係る事実関係の調査、当該苦情の内容に応じた処理その他の必要な処置をとるように指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた本部長は、速やかに必要な措置をとり、その結果を公安委員会に報告しなければならない。ただし、定型的な処理その他迅速な処理が可能な苦情については、あらかじめ、本部長において調査等を行い、受理と併せてその結果の報告を受けることができるものとする。

(調査の再指示等)

第4条 公安委員会は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部長に再度必要な措置をとるように指示するものとする。この場合においては、前条第2項前段の規定を準用する。

(申出者に対する処理結果の通知)

第5条 法第79条第2項の規定による通知は、通知書(様式第4号)により郵送又は手渡しで行うものとする。

(苦情申出書によらない苦情の申出の手続)

第6条 公安委員会は、苦情申出書によらない公安委員会に対する三重県警察職員の職務執行についての苦情の申出(以下「申出書によらない苦情」という。)についても誠実に処理するものとする。この場合においては、第2条、第3条及び第4条の規定を準用する。

2 前項に規定する苦情の申出に係る申請者に対する処理結果の通知は、文書、口頭その他適当と認める方法により行うことができるものとする。

(公安委員会宛ての意見・要望への対応)

第7条 公安委員会は、苦情申出書及び申出書によらない苦情以外の公安委員会への申出(以下「意見・要望」という。)についても誠実に処理するものとする。この場合においては、第2条の規定を準用し、必要に応じて第3条、第4条及び第6条第2項の規定を準用する。

(公安委員会への意見・要望に対する報告・審議)

第8条 公安委員会は、前条に規定する意見・要望の内容が特異な事項(以下「特異案件」という。)である場合、個別に公安委員会において報告を受け、その対応について審議するものとする。

2 前項の特異案件以外の意見・要望については、公安委員会において毎月1回、報告を受け、その対応について審議するものとする。

(本部長への委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、公安委員会に対する三重県警察職員の職務執行についての苦情の申出等の手続に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年1月28日 三重県公安委員会規程1号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規程の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（令和5年7月7日 三重県公安委員会規程8号）

この規程は、令和5年7月7日から施行する。



委員長	委員	委員	本部長	警務部長	首席参事官	参事官	次長	室長	補佐	係長

三重県公安委員会への申出受理票

受理番号		受理者	
受理日時	年 月 日 ( )	申出方法	
	時 分 ～ 時 分	種 別	
申出者	住 所 職 業 <small>フリガナ</small> 氏 名 年 月 日生 ( 歳) 電話番号 男 ・ 女 メールアドレス		
申出の要旨			
(申出の内容)			
(公安委員会からの指示事項)			

様式第3号

原義保存期間 年： 年 月 日まで

委員長	委員	委員	本部長	警務部長	首席参事官	参事官	次長	室長	補佐	係長

三重県公安委員会への申出に対する処理結果等報告書

受理番号	対応年月日	年 月 日 ( )
	担当者	
(対応の経過、処理結果等)		
備考		

様式第4号

三公委発第 号  
年 月 日

(申出者氏名) 様

三重県公安委員会

通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付けであなたから申出のあったことについて、下記のとおり通知します。

記

連絡先  
(担当係)  
(電話)